

## 鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鹿部町移住定住促進条例（令和7年条例第10号）に基づき、鹿部町に移住し、鹿部町内の民間賃貸共同住宅に居住する者に対し、家賃の一部を予算の範囲内において鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸共同住宅 町内に所在する建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅で次の住宅を除く。
  - ア 公営住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅
  - ウ 3親等内の親族が所有する住宅
  - エ 住宅の間借り
  - オ 他の者と家賃を案分し居住する住宅（シェアハウス）
  - カ その他町長が不適切と認める住宅
- (2) 子育て世帯 高校生以下の子どもがいる世帯をいう。ただし、扶養している子どもに限る。
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた毎月の賃借料で、敷金、礼金、管理費、共益費、駐車場使用料等、直接の家賃とは認められない費用を除く。
- (4) 住宅手当 事業主から支給される住宅に関する手当等をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、65歳以下の者又は前条第2号に規定する子育て世帯のいずれかに該当する者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 過去に鹿部町に住所登録がされていない者
- (2) 申請時点において、鹿部町以外の市区町村から申請する民間賃貸共同住宅の所在地に住所を移し、かつ、居住してから1年以内の者
- (3) 申請時点において、申請する民間賃貸共同住宅との間で賃貸借契約を締結して

から1年以内の者

- (4) 世帯員全員に家賃及び町税等の滞納がないこと。
- (5) 公務員でないこと。（住宅手当の支給対象とならない者を除く。）
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (7) 世帯員全員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (8) 世帯員に、過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。

（補助金の額及び交付期間等）

第4条 補助金の額は、家賃から住宅手当を減じた額の2分の1に相当する額とし、月額補助限度額は、次の各号に掲げる区分に定める額とする。

- (1) 子育て世帯 15,000円
- (2) 子育て世帯以外 10,000円

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付対象期間は、交付申請した日の属する月から起算して連続した36か月間とする。ただし、交付対象期間中に補助対象者に該当しなくなった場合はその日の属する月までとする。

4 前項の規定による交付対象期間中に補助申請した民間賃貸共同住宅を退去し、直ちに補助対象となる他の民間賃貸共同住宅に転居した場合は、交付対象期間を継続する。

5 第3項の規定による交付対象期間中に子育て世帯でなくなった場合は、その日の属する月の翌月から第1項第2号に規定する限度額を適用する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付対象期間の属する年度の末日までに、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 住宅手当等支給証明書（様式第3号）

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金変更交付申請書（様式第5号）に、第5条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更による補助金の交付又は不交付を決定したときは、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定者は、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）により、年2回（9月及び3月）町長に補助金の請求ができるものとする。ただし、転出により補助対象者でなくなった場合は、随時請求できるものとする。

2 前項の規定による請求書を提出するときは、家賃の支払を証明する書類の写しを添付するものとする。

3 町長は、第1項の規定による請求書を受理したときは、速やかに口座振替により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取消し及び返還を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱その他関係法令に違反したとき。

(3) 世帯員以外の者を居住させたとき。

(4) その他町長が補助金を交付することが適当でないとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付取消通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消された者は、再度補助金の交付申請はできないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号 - -

鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付申請書

鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金の交付を受けたいので、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 入居場所等

賃貸共同住宅の 名称及び所在地	住 所	鹿部町字
	名 称	
賃貸共同住宅 所有者の 住所・氏名	住 所	
	氏名(法人名)	
	電 話 番 号	- -
入 居 年 月 日	年 月 日	

2 入居者

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先
	本人	年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	

### 3 補助申請額（月額）

補助基準額	家賃(月)	円－住宅手当(月)	円＝	円(A)
申請額	(A)	円×1／2＝	円	(千円未満切捨て)

※上限額 子育て世帯 : 15,000円  
子育て世帯以外 : 10,000円

#### 添付書類

- 賃貸借契約書の写し
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 住宅手当等支給証明書（様式第3号）
- その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

- 1 私は、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金の交付を申請するにあたり、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第3条の規定に該当することを誓約いたします。
- 2 私は、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第5条の申請事項の確認のため、世帯員の住民登録情報及び町税等の納付状況、暴力団との関係の有無に関する調査等を町長が実施することに同意します。
- 3 私は、補助金の交付決定が取り消され補助金の返還命令を受けたときは、直ちに補助金を町に返還することを誓約します。

年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所

氏 名

年 月 日

鹿 部 町 長 様

給与等の支払者

所在地

事業所名

代表者名

電話番号

印

住宅手当等支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況について、下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。(支給開始 年 月 日、月額 円)

(2) 支給していない。

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印を付けてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は認印を押印してください。



年 月 日

鹿 部 町 長 様

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号 - -

鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で申請のあった鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金について、申請事項を変更したいので、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

[Empty box for change details]

- - - - - 下記について、変更する項目のみ記入してください。 - - - - -

2 入居場所等

賃貸共同住宅の 名称及び所在地	住 所	鹿部町字
	名 称	
賃貸共同住宅 所有者の 住所・氏名	住 所	
	氏名(法人名)	
	電 話 番 号	- -
入 居 年 月 日	年 月 日	

### 3 入居者

氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先
	本人	年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	

### 4 補助申請額 (月額)

補助基準額	家賃(月)	円	－住宅手当(月)	円	=	円(A)
申請額	(A)	円	$\times 1/2 =$	円		(千円未満切捨て)

第 年 月 日 号

様

鹿部町長



鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金について、下記のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- |   |          |     |       |           |
|---|----------|-----|-------|-----------|
| 1 | 補助金交付決定額 | 変更前 | 月額    | 円         |
|   |          | 変更後 | 月額    | 円         |
| 2 | 交付期間     | 変更前 | 年 月分～ | 年 月分の家賃まで |
|   |          | 変更後 | 年 月分～ | 年 月分の家賃まで |

3 条件等

- (1) 鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱に違反したときは、決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
- (2) 申請内容に変更が生じたときは、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付金変更交付申請書（様式第4号）を速やかに提出してください。
- (3) 補助金の請求は、年2回（9月及び3月）受付しますので、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付請求書（様式第6号）により請求してください。

4 交付しないことに決定した場合の理由

年 月 日

鹿 部 町 長 様

住 所  
氏 名 ⑩

鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金について、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月分から 年 月分まで

2 補助金の振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
(ふりがな) 口座名義人		
口座番号		

3 注意事項

- ・ 口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。
- ・ 支払い状況がわかる書類（通帳の写し等）を添付すること。
- ・ 実際支払いした家賃の額を証明するもの（写し）を添付すること。

第 年 月 日  
第 号

様

鹿部町長



鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金については、鹿部町移住促進民間賃貸共同住宅家賃補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。

記

1 取り消しの理由

2 交付済みの補助金額 \_\_\_\_\_ 円

3 返還すべき補助金額 \_\_\_\_\_ 円

4 返還金の納入期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※返還金は、納入通知書により納入期限までに返還すること。

(不服申立て)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿部町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿部町を被告として（訴訟において鹿部町を代表する者は鹿部町長となります。）、提起することができます。  
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。